

## 景観配慮チェックシート(R2.7.1~)

### ■特定景観形成重点区域(やわた夢生小路景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

項目		景観形成基準	配慮する内容																																	
建築物 (1/2)	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周囲のまちなみと調和するよう壁面の位置をそろえ、通りの連續性に配慮します。</li> </ul>																																		
	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周囲のまちなみの景観と調和に配慮した形態・意匠を基調とします。</li> <li>○ 原則として、適度に軒を出した勾配のある屋根を設けます。やむを得ない場合は、周囲の景観に配慮した屋根の形態とします。</li> <li>○ 敷地内や建築物に付属する設備(屋上に設ける設備を含む。)は、建物と一体となったデザインとし、設置位置を考慮するなど目立たないように努めるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。やむを得ない場合は、覆いをするなど修景します。</li> <li>○ 日よけテントなどを設置する場合は、必要最小限度とし、デザインや色彩は、周囲と調和するよう工夫します。</li> <li>○ 太陽光発電設備等は公共空間から望見しにくい形で設置し、付属する配管等の設備等は、建築物と一緒にとするよう努めます。</li> <li>○ 太陽光発電設備等を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにします。</li> <li>○ 太陽光発電設備等を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させるようにします。</li> <li>○ 太陽光発電設備等を陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとします。ただし、これにより難い場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。</li> <li>○ 太陽光発電設備等を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮します。</li> </ul>																																		
	色彩 (1/2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ けばけばしい色彩とせず、外壁の色彩の推奨値を基調とし、周辺景観および敷地内の状況と調和を図ります。</li> <li>○ 外壁(太陽光発電設備等を除く。)の色彩は、日本産業規格Z8721(色の三属性による表示方法)により           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準値を次のとおりとします。               <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 150px;"> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>0.1R～10YR</td> <td>制限なし</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>0.1Y～10Y</td> <td>制限なし</td> <td>6.5以下</td> </tr> <tr> <td>0.1GY～10G</td> <td>制限なし</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>制限なし</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">無彩色は、N1～N9.5</td></tr> </table> </li> <li>・ 推奨値を次のとおりとします。               <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 150px;"> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>0.1R～10YR</td> <td>制限なし</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>0.1Y～10Y</td> <td>制限なし</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>制限なし</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">無彩色は、N1～N9.5</td></tr> </table> </li> </ul> </li> <li>ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の10分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は、除きます。</li> <li>○ 太陽光発電設備等のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものとします。</li> </ul>	使用する色相	明度	彩度	0.1R～10YR	制限なし	10以下	0.1Y～10Y	制限なし	6.5以下	0.1GY～10G	制限なし	4以下	上記以外の色相	制限なし	2以下	無彩色は、N1～N9.5			使用する色相	明度	彩度	0.1R～10YR	制限なし	6以下	0.1Y～10Y	制限なし	4以下	上記以外の色相	制限なし	2以下	無彩色は、N1～N9.5			
使用する色相	明度	彩度																																		
0.1R～10YR	制限なし	10以下																																		
0.1Y～10Y	制限なし	6.5以下																																		
0.1GY～10G	制限なし	4以下																																		
上記以外の色相	制限なし	2以下																																		
無彩色は、N1～N9.5																																				
使用する色相	明度	彩度																																		
0.1R～10YR	制限なし	6以下																																		
0.1Y～10Y	制限なし	4以下																																		
上記以外の色相	制限なし	2以下																																		
無彩色は、N1～N9.5																																				

## 景観配慮チェックシート(R2.7.1~)

### ■特定景観形成重点区域(やわた夢生小路景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

項目		景観形成基準	配慮する内容
建築物 (2/2)	色彩 (2/2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とします。</li> <li>○ 太陽光発電設備等に付属する配管等の設備の色彩は建築物の色彩と調和したものとするよう努めます。</li> </ul>	
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用します。</li> <li>○ 屋根は和風感のある瓦、または、これに準ずる素材を基本とし、周囲のまちなみの景観と調和したものとします。</li> <li>○ 外部に面する建具は、落ち着いた色のカラーサッシ、その他これに類するものとし、可能な範囲で木製を用いることとします。</li> <li>○ 地域性のある素材の活用に努めます。</li> </ul>	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷地前面の道路から13m以下を原則とし、できるだけ低くするよう努めます。ただし、社寺などの伝統様式による建築物、公益施設は除きます。</li> </ul>	
	緑化(植栽)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷地内の空き地は、多くの緑量がある緑化に努めます。</li> <li>○ 敷地内に生育する樹木などは、できるだけ残します。やむを得ず伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめます。ただし、樹姿または樹勢が優れた樹木は、移植の適否を判断し、周辺への移植に努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めます。</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。</li> </ul>	
工作物 (1/2)	門・垣・さく ・へい類(建築物に付属するものを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周囲のまちなみと調和するよう壁面の位置をそろえ、通りの連續性に配慮します。</li> <li>○ 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。</li> <li>○ けばけばしい色彩を避け、周辺景観および敷地内の状況と調和が得られるものとします。</li> <li>○ 具体的には、建築物に関する基準の色彩とします。</li> <li>○ 屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。</li> </ul>	
	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外観は周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。</li> <li>○ 外観は周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる素材を用います。</li> </ul>	
	その他 (1/2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すっきりした形態および意匠に努めるとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとします。ただし、彫刻物の形態および意匠は、周辺景観になじむものとし、やむを得ない場合は、道路から容易に望見できないよう遮へいします。なお、芸術作品展などの開催にともない一時的に措置されるものは、除きます。</li> <li>○ 高さは、敷地地盤から15m以下を原則とし、周辺の建物よりも突出したものとしません。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次に掲げる工作物は、上記の他、次に掲げる措置を講じます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 外部に設ける配管類など付属する設備(屋上に設ける設備を含む。)は、工作物と一緒にしたデザインとし、設置位置を考慮するなど目立たないように努めるとともに、工作物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。やむを得ない場合は、覆いをするなど修景します。</li> <li>(イ) 屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。</li> <li>(ウ) 自動販売機は、周囲のまちなみと調和するよう、通りの連續性に配慮した設置、または、周辺景観に配慮したデザインや色彩によるものとします。</li> </ul> </li> </ul>	

## 景観配慮チェックシート(R2.7.1~)

### ■特定景観形成重点区域(やわた夢生小路景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

項目		景観形成基準	配慮する内容
工作物 (2/2)	その他 (2/2)	<p>(イ) 郵便ポストは、周辺景観と調和するよう、周囲の修景、または、周辺景観に配慮したデザインや色彩によるものとします。</p> <p>(オ) 太陽光発電設備等は次に掲げる措置を講じます。</p> <p>(1) 太陽光発電設備等は、公共空間からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮します。</p> <p>(2) 太陽光発電設備等のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものとします。</p> <p>(3) 太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。</p> <p>(4) 平面型の太陽光発電設備等を設置する場合で周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じます。</p> <p>(5) 平面型の太陽光発電設備等の最上部は、目隠し措置の高さより低くするよう努めます。</p>	
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系(その支持物を含む。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電柱は、民有地に移設するなど極力目立たないよう配置し、できるだけ道路の路面には配置しないように努めます。</li> <li>○ 色彩は、落ち着いた色彩となるよう努め、周辺景観との調和を図ります。</li> <li>○ 空中を横断する配線は、可能な限り控えます。</li> </ul>	
屋外における物品の集積または貯蔵		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則として、道路から2m以上後退します。</li> <li>○ 道路の敷地境界線から可能な範囲で後退するとともに、既存樹林の保全に努めます。</li> <li>○ 遮へい措置をするものの集積または貯蔵の高さは、その遮へい措置に見合った高さまでとします。</li> <li>○ 事業所における原材料・製品、スクラップなどまたは建設工事などにおける資材などの集積または貯蔵にあっては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じます。道路に面する部分では、常緑の中高木などで遮へいします。</li> <li>○ 農林水産品置場、商品の展示場などは、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、その敷地の周囲に修景のため植栽します。</li> <li>○ 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。</li> </ul>	
土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 造成などにかかる切土および盛土の量は、構造に支障のない限り少なくするとともに、擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限のものとします。</li> <li>○ のり面が生じる場合は、周辺景観および周辺環境に配慮し、必要な修景を行います。</li> <li>○ 行為終了後、土地の不整形な分割または細分化は避けます。</li> <li>○ 駐車場を設置する場合は、道路から望見できないよう、垣、さく、 heiなどの工作物や植栽などによる遮へいに努めるなど、周辺の景観との連続性や調和に配慮します。</li> <li>○ 広場、運動場その他これらに類するものを設置する場合は、当該施設にかかる敷地の面積の20%以上の敷地を緑化します。</li> </ul>	